

Ⅳ 改革編（「行政経営の大綱」の推進）

1 検討の視点

改革編には、「行政経営の大綱」の基本理念及び4つの基本方針に基づく取組を掲載しています。

【基本理念】市民とともに京都の未来を切り拓く

基本計画において、10年後にめざすべき京都市の姿として示された6つの「京都の未来像」には、市民をはじめとして、さまざまな活動主体がそのもてる力を存分に発揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからのまちのあり様が描き出されています。

このような地域に住むものがみずからの意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代においては、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもちろん、地域のさまざまな活動主体との「共汗」によって、地域社会に大きな力を生み出し、また、その豊かさを下支えする存在へと進化する必要があります。

このため、変化にいち早く、的確に対応するための柔軟性を高め、行政に求められる役割をしっかりと果たすことのできる組織と人材を備え、また、将来にわたって京都の発展に責任をもつ政策を推進するために欠かせない持続可能な財政を築くとともに、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていきます。

【基本方針】

- 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進
- 2 情報の公開・共有と行政評価の推進
- 3 持続可能な行財政の確立
- 4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

2 改革編の構成

改革編では、上記の4つの基本方針に沿って、取組の考え方と改革の主な取組などを示しています。

（改革編の記載例）

「◎」改革を先導する取組

「▶」改革の主な取組

「・」改革の主な取組の具体例又は内容説明

基本方針 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、市民のニーズは複雑化・多様化し、行政からの公平・公正な市民サービスだけでは、十分に対応することができなくなり、市民も地域のさまざまな課題解決の担い手となる「協働型社会」へのシフトが求められる時代となっています。

セーフティネットをしっかりと守る「公助」と自立した市民による「自助」とともに、京都の誇るコミュニティの「共助」の力を一層高めるため、個性と魅力ある地域づくりの拠点としての区役所のさらなる改革をはじめ、参加と協働のしくみの充実を図り、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という市民主体のまちづくりを進めます。

1 市民の市政への参加の推進

本市では、全国に先駆けて市民参加を市政運営の根幹に据え、政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参加する機会を設け、市民の意見をしっかりと聴き、把握する取組を推進してきました。

今後は、これらの取組をさらに拡充するとともに、審議会の公開やパブリック・コメントなどの諸制度をその目的や趣旨に沿って的確に運用し、市民と行政が、お互いの特性を持ち寄り、協働して新しい価値を生み出す共汗・協働による市政運営をさらに進めます。

(1) 政策・施策の形成過程の見える化（可視化）

政策・施策の形成過程における参加の手法をわかりやすく伝えるとともに、市民の声を反映させる過程の可視化に取り組みます。

- 施策・事業ごとの市政への参加手法やスケジュールの公表
- 市政参加の制度を解説するリーフレット等の作成

- ・ 市民ひとりひとりの声がどのような方法で市政に届き、どのようなやり取りを経て市政に生かされるのかを解説したリーフレットを作成し、制度ごとの内容や特徴を紹介

(2) 市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進

市政に関心をもつ市民や、関心はあっても時間がない市民を参加につなげるため、審議会委員の公募やパブリック・コメントの実施などの市政参加の情報発信に努めます。

また、費用対効果等を考慮しながら、インターネット等を活用した積極的な情報提供に取り組みます。

- 市民の関心分野に対応した市政参加情報の発信<新規：平成 24 年度から実施>

【平成 27 年度までに登録者数 500人】

- ・ アンケートや事業の実施時など、さまざまな機会をとらえて、市政に対する関心分野やその情報提供についての希望を聞き、市政参加情報を希望者に対して電子メールにより配信

- ▶ ミニブログや動画配信サービスなどの汎用性が高く、利用者が多く、コストも抑えられるインターネットツールを活用した情報発信の充実

(3) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付けるしくみの拡充

市民のニーズを的確に把握するため、広聴の取組を充実させるとともに、「課題の抽出」の段階から多様な主体が議論を交わす新たな取組を検討・実施します。

- ▶ 市長みずからが、現地・現場を訪問し、市民と未来の京都をともに語り合うおむすびミーティングの開催【月1回程度開催】
- ▶ 住民基本台帳などから無作為に選ばれた市民が政策課題などについて議論をする取組の実施<新規：平成25年度から実施>

(4) より参加しやすい審議会等の運営の促進

市民参加推進条例の下、全庁を挙げて取り組んできた審議会等の公開や市民公募委員をはじめとする委員の幅広い人材の登用など、市民参加が生きる審議会等の運営に一層努めます。

- ▶ 市民公募委員をはじめとする幅広い人材の登用の推進
【平成27年度までに市民公募委員が在籍する審議会等の割合 70% (平成22年度62%)】
 - ・ 女性や外国籍市民、学生をはじめとする若い世代など、幅広い市民層からの審議会等委員への参画を促す取組のさらなる推進

(5) 市政運営の各過程での参加のしくみの充実

施策や事業ごとの目的や状況に応じた最適な市民参加手法を活用し、幅広く参加の機会を設けることで、市民が一層参加しやすい市政運営を行います。

また、障害のあるひとや外国籍市民、子育て世代などの市政への参加機会の確保に取り組めます。

- ▶ 未来まちづくり100人委員会など幅広い参加機会の拡大
- ▶ 審議会、ワークショップなどでの手話通訳、要約筆記、託児等の充実
- ▶ さまざまな分野におけるボランティアとの協働の推進
- ▶ 「共汗スピリット」キャンペーン事業（仮称）の展開
<新規：平成24年度から実施>
 - ・ 「京都のために自分に何ができるのかを考えて行動しよう」という理念を、「共汗スピリット」と名付けて、NPOや企業、大学等、多様な活動主体と連携しながら、広く発信するキャンペーンをラジオ等のメディアを活用して展開し、参加と協働による市民主体のまちづくりを推進

(6) 参加を担う人材育成

市政に関心をもつことや市政への参加の意義、手法などを次の社会を担う若い世代に周知し、市政への参加の促進を図ります。

- ▶ 学生に対する市政への参加の積極的な周知
 - ・ キャンパスプラザ京都に設けた学生の活動拠点「学生Place+（がくせいプラス）」やメールマガジンを活用し、審議会委員の市民公募やパブリック・コメントなどの市政情報を積極的に発信

▶ 「市政出前トーク」の子ども向けテーマの充実

- ・ 将来のまちづくりを担う小学生や中学生などの子どもたちにも、市政への関心をもってもらうため、子ども向けのテーマを充実

(7) 参加と協働のまちづくり推進のための市役所の体制整備

市民の知恵と力を生かした市政運営をより効果的に進めるため、市民参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす取組を充実させていきます。

また、市職員が、地域活動やボランティア活動などに参加するきっかけづくりを行い、真のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

▶ 参加・協働を推進する人材育成と交流の場の創出<新規：平成24年度から推進>

- ・ 市民活動団体の企画、提案、運営により、全国各地で先進的に行われている協働の取組を自治会、NPO法人等の市民活動団体や企業、大学、行政等の構成員と一緒に学び交流する機会を創出

▶ 市民参加を体験する機会の充実

- ・ 市民参加事業への市職員の参加を全庁的に公募するプロジェクトの充実

2 まちづくり活動への支援、相互連携のしくみづくり

市民主体のまちづくりを進めるため、これまでまちづくりの主体として活動してきた地縁組織（自治会・町内会など）・志縁組織（NPO法人等の市民活動団体）をはじめ、社会貢献活動を行う企業・事業者、京都の強みである大学や寺社などが、地域社会を支える主体としての役割を担うことができるよう、「地域コミュニティ活性化戦略」の推進をはじめ、多様な主体の連携強化や行政との協働の推進、まちづくり活動への支援に取り組めます。

(1) 地域における多様な活動主体の交流・連携の促進

市民の主体的なまちづくり活動と行政との協働のしくみづくりを行いながら、地域における幅広い市民同士や市民と行政のネットワークの形成を促す取組を進めます。

▶ エリアマネジメント組織によるまちづくりの推進

- ・ 個性豊かな魅力あふれる地域づくりを推進するため、市民、事業者、NPOなど地域にかかわる多様な主体が参画し、役割分担と合意形成を図りながら取組を進める「エリアマネジメント」組織の設立や運営の支援を実施

▶ 参加・協働を推進する人材育成と交流の場の創出（再掲）

(2) 自主的な活動を始めるための環境づくり

市民、団体等それぞれの活動の状況や段階に応じて、まちづくり活動の情報や知識を得る機会を創出するなど、より多くの市民や団体が自主的な活動に携わることのできる環境づくりを行います。

- ▶ ボランティアの募集や活動紹介など、活動につながる情報や知識を得る機会の提供
 - ・ 市民が地域や市政に関する課題や目標を発見し、まちづくりに気軽に参加できる環境をつくるため、まちづくりに関する基礎的な情報等を幅広く紹介

(3) 市民力・地域力を高める取組への支援

まちづくりなどの活動に役立つ情報提供・相談等の支援、知識・経験を深める機会や場の提供のほか、活動を進めるために必要な人材の育成や活動を行っている市民や団体を支えるしくみづくりなどの支援を行います。

- ▶ まちづくり活動を支える地域のリーダーやコーディネーター、ボランティアの育成
 - ・ これまであまり行われてこなかった自治会・町内会に関する研修などを実施
- ▶ NPO 認証及び認定事務権限の移譲を契機とした市民活動支援の充実
〈新規:平成 24 年度から推進〉【認定NPO法人への移行に向けた講座の参加人数 360 人/年】
 - ・ NPO 法人の認証・認定事務が本市に移譲されるとともに、NPO 法人がより活動しやすくなるよう制度改正が行われたことを受け、市民活動を市民が支える社会をめざし、寄附文化の普及啓発や認定 NPO 法人への移行を促進する講座などを実施

3 各区の個性を生かした市民主体のまちづくり支援と区役所の機能強化

本市では、これまでから、「各区の個性を生かした魅力あるまちづくりの拠点としての区役所機能の強化」や「市民の目線で良質なサービスを提供する区役所づくり」を推進してきました。

区民参加の下、区の将来の姿やめざすべき方向性を示す各区基本計画が策定されたことを踏まえ、その実現をめざし、市民と行政の最も身近な接点となる区役所が、地域が主体となって頑張ろうとする取組を、共に汗して推進する区役所へ進化するとともに、東日本大震災を踏まえた防災体制の強化による地域防災力の向上や市民サービスの一層の向上に取り組みます。

(1) 自治体内分権の推進による区民の知恵と力を生かす共汗システムの構築

各局から区役所への自治体内分権を推進し、市民と行政の最も身近な接点となる区役所を個性と魅力ある地域づくりの拠点として、地域の主体的なまちづくり活動を支援します。

◎ 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の創設<新規：平成 24 年度から実施>

- ・ 区民がみずから考え、提案し、行動する取組を支援する新たな予算を創設。区長の予算執行にかかる権能を高め、各区が独自に判断し、事業化できる制度として、区民と区役所との共汗により、各区基本計画に掲げるビジョンの実現に向けた取組を推進

◎ 区民により構成する区基本計画推進組織の充実・強化

- ・ 自治会組織や各種団体、学識経験者、NPO 法人等が参画する区民主体の地域性を重視した区民まちづくり会議や区基本計画推進委員会など区基本計画推進組織を中心に各区の独自性を活かした区民の意見を聴取するしくみを全区において構築

(2) 市民サービスの向上をはじめとする区役所改革のさらなる推進

市民の知恵と力を生かすまちづくり活動をしっかりと支援するとともに、市民サービスの向上のために必要な環境や効率的な体制の整備など、区役所改革を一層推進します。

➤ 区役所の防災体制の強化や「共助」による地域防災力向上に向けた取組の推進

<新規：平成 24 年度から実施>

- ・ 地域と密着した防災活動を展開するため、区役所へ防災担当職員を配置するとともに、地域と区役所が緊密に連携して「まちづくり」と「防災」を融合し、地域防災力を向上

➤ 戸籍の電算化の推進による窓口サービスの向上とさらなる効率化

<新規：平成 24 年度から実施>

- ・ 手作業で行っている戸籍事務を電算化することにより、事務処理を効率化。また、戸籍届出から戸籍記載までの一連の事務処理を効率的かつ正確に行うとともに、各区役所、支所をオンラインで結合し、戸籍証明書の広域交付を可能とすることで市民サービスを向上

➤ ICT（情報通信技術）を活用した窓口受付システムの導入

<新規：平成 25 年度までに実施>【14 区・支所で導入】

- ・ 区役所において、来庁者に応じた案内書を出力するシステムを構築することにより、手続き漏れを起さないサービスを実現

- ・ 申請書に住所等を印字することにより、申請者の負担軽減を図り、窓口サービスを総合的に迅速化

➤ 区民の声をしっかりと受信し、適切に情報を発信する区役所の受発信機能の強化

- ・ 市民に対して市政に関する情報を正確に伝え、市民と情報を共有するとともに、得られた市民意見を的確に市政に生かすことができるよう区役所の総合的・横断的な政策の企画実施機能を強化

➤ 区役所の総合庁舎化の推進

4 地域主権の時代にふさわしい地方自治の確立

地域のことは地域で決めることのできる地方自治の確立をめざし、府市協調をより一層進化させるとともに、他の政令指定都市や関西広域連合とも連携しながら、国に対する積極的な提言・要望を行います。

- **大都市に対する大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う税財政措置の提言・要望**
- **府市協調による二重行政の打破・成長戦略の推進**
 - ・ 「府・市成長戦略本部会議」や「京都市長と京都府知事との懇談会」等における徹底した議論を通じて、市政のあらゆる分野において府市協調を進化させ、二重行政を打破し、成長戦略を府市協働で推進
- **新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けての研究と提言**
 - ・ 将来を見据えた大都市制度として、市域内における地方の事務を市に一元化する新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けて、他の政令指定都市とも連携し市民的な議論を深めながら、制度のあり方の研究を行うとともに、国等に対する積極的な提言を実施
- **関西広域連合への参画による積極的な取組の推進<新規：平成24年度から推進>**
 - ・ 関西広域連合による関西の一体的な取組により、京都市ひいては関西の発展に資する広域連携事業を推進するとともに、国の出先機関改革をはじめとした地域主権改革を促進

基本方針 2 情報の公開・共有と行政評価の推進

市民が市政やまちづくり活動に参加するためには、行政が徹底した市民目線に立って、市民が求める情報を公開するとともに、的確でわかりやすい市政情報を提供することが必要です。

市政やまちづくり活動についての情報に対する市民の関心は高く、行政はそれに応えていかなければなりません。費用対効果にも十分に考慮しながら、情報に関する市民ニーズを見分け、的確に提供できるような情報を整理していくことが必要です。

ICTを活用して、情報の公開、提供を推進し、市民と情報を共有するとともに、政策、施策、事務事業等の行政評価をさらに充実させることにより、市民への説明責任を果たし、市民に身近で一層開かれ、効果的かつ効率的な市政を推進します。

1 情報の公開と提供

市民への説明責任を果たすとともに、市政への理解と信頼を深め、開かれた公正な市政の推進に資するため、積極的な情報公開を行います。

また、ICTをはじめ新たな情報媒体の活用など複数の情報発信の手段を活用するとともに、区役所など立ち寄りやすい施設での情報提供の強化など、きめ細やかな情報提供を行います。とりわけ、本市の厳しい財政状況については、正確でわかりやすい情報発信を行い、現状認識を共有したうえで、財政の健全化に向け、取組を進めていきます。

➤ 京都市情報公開条例に基づく積極的な情報公開の推進

➤ 「市民しんぶん」、テレビ、ラジオのほか、新たな情報媒体など多様な媒体や、ICTの活用による効果的な広報の推進

- ・ 市民のニーズに対応した効果的な情報発信を図るため、京都市ホームページ「京都市情報館」をリニューアル
- ・ タウン誌等の活用や店舗とのタイアップなど、民間事業者との連携を推進

➤ わかりやすくきめ細やかな財政情報の公開

- ・ 予算編成過程を積極的に公開し、市民との情報共有を図る観点から、政策的新規・充実事業の要求内容等を公開
- ・ 決算情報に基づくわかりやすい財政状況の公開

2 ICTの活用

ICTの発展に的確に対応し、市民サービスの向上や地域の情報化、市役所業務の改善・効率化を図るため、ICTの戦略的かつ計画的な活用を進めます。

また、情報システムや電子データの重要性が高まっていることから、安全で安定的な情報システム環境を継続的に確保するため、さらなる情報セキュリティ対策に取り組めます。

(1) IT ガバナンス (ICT 活用の組織的なコントロール) の強化

日進月歩の速さで進展する ICT を効果的に活用するとともに、IT ガバナンスを強化し、全庁的な視点に立った、既存の情報システムの見直しや効率的な情報システムを導入することで、安定的・効率的な情報システムを構築します。

- ▶ 基幹情報（住基，税，福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステム※に刷新＜新規：平成 24 年度から調査を実施＞

※ 事業者固有の技術のため競争性が働きにくい、国等の他システムとの親和性が低いなどといった大型汎用コンピュータの課題を解決するために、一般に広く普及しているさまざまな事業者のソフトウェアやハードウェアを組み合わせるコンピュータのシステム

- ▶ 情報システムの更新時・導入時における最適な機器構成やシステムの効率的な構築による経費の削減 【平成 24 年度から平成 27 年度までに合計 4 億円の経費削減】

(2) ICT の活用による市民サービスの向上，地域情報化の推進，市役所業務の改善・効率化の推進

ICT を活用し，市民のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応したサービスを提供することにより，市民サービスのさらなる向上を図るとともに，市民や観光客が利用できる無線 LAN の整備を促進するなど地域の情報化の推進に取り組みます。

また，市役所業務について，情報システムの更新時・導入時に既存の業務過程を点検し，改善・効率化を推進します。

- ▶ 区役所における ICT を活用した窓口受付システムの導入（再掲）
- ▶ 「京都どこでもインターネット」の整備（再掲）
- ▶ 戸籍事務の電算化（再掲）

(3) 情報システムの安全性・継続性の向上

これまで取り組んできたコンピュータウイルス対策などの情報セキュリティの向上に加えて，大規模災害等の発生に備え業務継続計画を策定するなど，情報システムの安全性・継続性のさらなる向上を図ります。

- ▶ 大規模災害等の発生に備えた情報システムに関する業務継続計画の策定

＜平成 24 年度に策定＞

- ・ 重要な情報システムについて，災害時等に可能な限り業務を中断させず，たとえ中断したとしても，早期に再開できるよう，災害時の応急対応，復旧手順の明確化など，情報システムの業務継続に関する計画を策定

- ▶ データセンターの活用による情報システムの安定性・継続性の向上

- ・ 情報セキュリティを一層向上させるため，民間施設内に整備した本市データセンターへの情報システム機器の移設を推進

3 行政評価

時代の変化等をつねにとらえ、市民の意見に誠実に対応しながら、政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度相互の連携の下、市役所がみずからの仕事を絶えず点検・評価し、その結果を積極的に行政経営に活用するとともに、市民に対してよりわかりやすく説明することにより、市民に身近で一層開かれた、効果的かつ効率的な市政を実現します。

◎ 政策評価制度のさらなる充実

【平成 24 年度から平成 27 年度までに市民意見申出数 20 件

(平成 20 年度から平成 24 年 1 月末まで 16 件)】

- ・ 政策・施策の各レベルに応じた目標に対し適切に対応する質の高い評価指標を新たに設定し、効果的な市政運営や政策の企画立案に活用しやすい評価制度となるようさらなる充実を図るとともに、評価結果のよりわかりやすい説明と広報を実施

◎ 事務事業評価制度の再構築

- ・ 第三者評価の公開実施や事務事業の実態を踏まえた評価方法の改善など、よりわかりやすく、使いやすい制度をめざした事務事業評価制度の再構築

◎ 政策の優先度判断における市民意見の反映<新規>

- ・ 政策の優先度判断に当たり、より積極的に市民からの意見を反映できるようにするためのしくみの構築

基本方針 3 持続可能な行財政の確立

市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的であるとともに、特別の財源対策に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図ります。

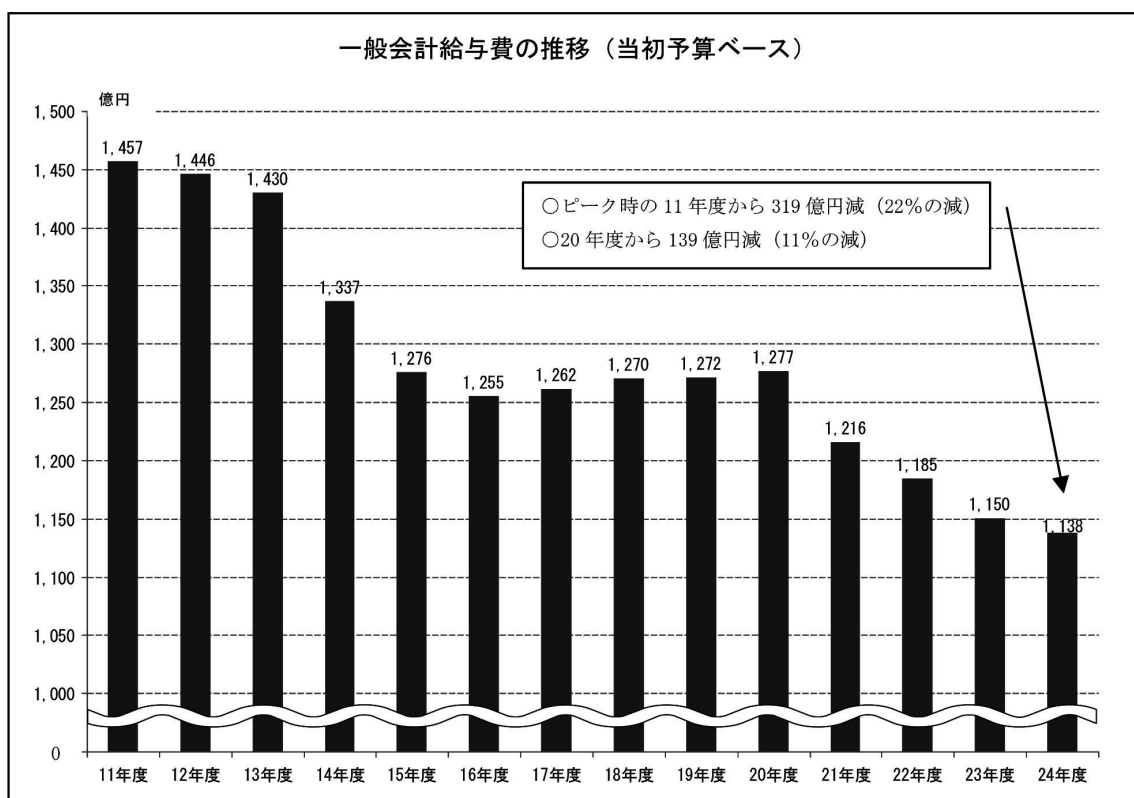
このため、京都市の成長戦略というべき重点戦略と一体となって、行財政の構造改革を推進します。予算編成に当たっては、歳入歳出の主要4分野ごとに財政運営の目標を設定するとともに、歳出予算については、政策判断を一層重視するため、人件費にかかる給与費枠など全庁横断的な予算枠を設け、枠ごとに財政運営の目標に基づく目安額を設定し、具体的な取組の推進により、着実な目標達成を図ります。

1 人件費分野における取組 <給与費>

本市では、これまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んできました。とくに、平成23年度までの4年間では、本市全体で職員数の約1割に当たる1,444人を削減するなど徹底した取組を進めてきました。

また、人件費についても、職員数の適正化や給与制度の見直しなどにより、市税等の一般財源に占める人件費の割合を4割超からおよそ3割にまで縮減してきています。

今後は、公民の役割分担の見直しを進めるとともに、京都市の都市特性を踏まえた水準の高い行政サービスは維持しつつ、徹底した効率化を図ることで、平成27年度までの4年間に、市長部局、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会など全任命権で職員700人程度、一般会計人件費予算を100億円以上削減します。



(1) 部門別定員管理計画の策定による職員数のさらなる適正化の推進

＜新規：平成24年度から推進＞

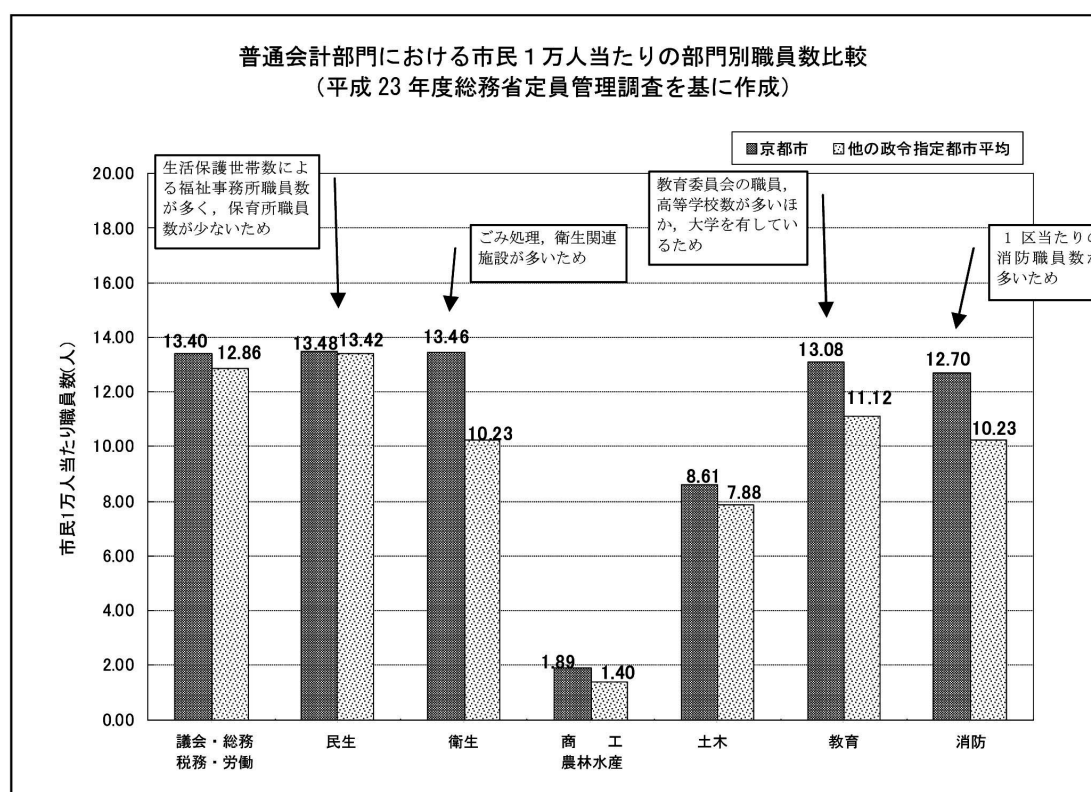
職員数の適正化については、「京都未来まちづくりプラン」における平成23年度までの4年間に本市全体で1,300人の職員削減という目標に対して1,444人の削減を達成するなど徹底した取組を進め、職員数は最も多かった昭和55年度の約2万人から約1万4千人にまで減少しています。

一方、市域が広大である、文化財・木造家屋が多いといった都市特性を有すること、これまで福祉、教育、消防等の分野において、京都市独自の重要政策の推進に取り組んできたことなどによって、市バス・地下鉄事業や上下水道事業を除く部門（普通会計部門）の市民1万人当たりの職員数を他の政令指定都市と比較すると、本市の76.61人に対し、他の政令指定都市の平均は67.15人となり、実際の職員数に換算すれば、本市の職員数は約1,400人多い状況にあります。

財政改革有識者会議からの指摘にもあるとおり、財政の構造改革のためには、職員数適正化の取組等をさらに推進し、市税等の一般財源の3割を費やす人件費の総額を抑制する必要があります。

このため、都市特性を踏まえた職員の配置など、これまでの経緯を考慮しつつ、政令指定都市に共通する事務事業については、全国で最も効率的な執行体制をめざすなど、行政部門ごとのメリハリをつけた計画を策定することにより、今後10年間で約1,400人の職員削減に取り組めます。

この実施計画の期間中においては、①独立行政法人化、民営化、委託化など、適切な役割分担による業務の見直し、②業務の集約化、効率化、組織の再編、③地域主権改革、社会情勢の変化への的確な対応の3点の基本方針の下、行政課題には的確に対応しつつ、効率的で効果的な人員配置を行うなど、次ページからの表に示す取組により、600人程度の削減をめざします。



部門	局名等	平成 23 年 4 月 現在職員数(人)	方針	目標値(概数) (人)
総務 税務 労働 議会	行財政局 総合企画局 文化市民局 区役所 会計室 行政委員会	1,965	それぞれの特性に応じ、メリハリをつけながら、効率的な執行体制の確保に努めます。 ●戸籍事務の電算化 ○区役所への防災担当職員の配置 ○国・府からの権限移譲（NPO 法人認定・認証事務）への対応 ●芸術大学の自律的運営の推進に向けた事務局職員の派遣引上げ ●税務事務の集約化等さらなる効率的な執行体制の確立	△ 50
民生	保健福祉局 区役所	2,318	必要な行政需要には的確に対応しつつ、業務執行体制の点検、見直しを随時行います。 ○平成 23 年度に見直した生活保護の推進体制について平成 25 年度に再検証 ●「福祉施策のあり方検討専門分科会」からの最終意見を踏まえた市営保育所の見直しと、その他福祉施設についての民間活力の導入を含めた見直しの推進 ○府からの権限移譲（福祉施設事業者の指定事務等）への対応	20
衛生	環境政策局 保健福祉局 区役所	1,929	それぞれの特性に応じ、メリハリをつけながら、効率的な執行体制の確保に努めます。 ●ごみ収集業務の 50% を平成 27 年度までに委託化（再掲） ●環境政策局技能労務職員数について、平成 18 年度比で 50% 削減に向けた取組の推進 ●クリーンセンターの 4 工場から 3 工場体制への縮小（再掲） ○府からの権限移譲（薬局の開設事務等）への対応 ●保健センター衛生課における薬事業務の集約化 ●衛生関連施設における業務の一部委託化を含めた体制の効率化 ●京都市立病院機構の自律的運営の推進（再掲）	△ 170
商工 農林水産	産業観光局	319	それぞれの特性に応じ、メリハリをつけながら、効率的な執行体制の確保に努めます。 また、ベンチャー・中小企業の成長・下支え支援策の強化に向け、産業支援機関の連携等による体制の整備を図ります。 ●計量検査所における業務の一部委託化（再掲）	0
土木	都市計画局 建設局	1,272	それぞれの特性に応じ、メリハリをつけながら、効率的な執行体制の確保に努めます。 ●新規路線工事着手の見送りなど道路整備事業の見直しに伴う体制見直し ●建設局技能労務職員について、効率的な道路等維持管理業務執行体制の確立と平成 18 年度比 50% 削減に向けた継続的な取組の推進 ○建築物や公共土木施設の耐震化など大規模災害に備えるための体制強化 ●住宅供給公社からの派遣職員の引上げ	△ 50

教育	行財政局 文化市民局 保健福祉局 教育委員会	1,909	教育課題に対して取り組んできた経過を踏まえつつ、今後10年間で市民当たり職員数を総数として他都市並みにすることをめざします。 ●給食調理員、管理用務員の嘱託化 ●芸術大学の公立大学法人化	△ 270
消防	消防局	1,819	平成29年4月時点で、1行政区当たりの職員数を他都市平均並みとすることをめざします。 ●救急需要の増加に伴う消防出張所から救急出張所への転換 ●火災態様に応じた消防戦術の見直しによる乗組人員等の効率化 ●消防音楽隊員の嘱託化等	△ 80
合計		11,531		△ 600

※ 方針に掲げる取組のなかで、○印は増員を伴う主な取組、●印は減員を伴う主な取組です。

また、市バス・地下鉄事業や上下水道事業の公営企業部門については、事業実施の有無や規模等が都市により大きく異なることから、政令指定都市間の職員数比較によることなく、それぞれの経営プランにおいて人件費抑制のための目標を定めることにより、両部門で90人以上を削減するなど、着実な推進を図ります。

部門	局名等	平成23年4月 現在職員数(人)	方針	目標値(概数) (人)
交通	交通局	1,123	「高速鉄道事業経営健全化計画」(平成21～30年度)及び「自動車運送事業経営健全化計画」(平成21～27年度)に基づく取組を進めます。 ●駅職員業務の民間委託化 ●自動車整備業務の民間委託化 ●業務の見直しによる組織・体制のスリム化	△ 30
上下水	上下水道局	1,391	「上下水道事業中期経営プラン」(平成20～24年度)及び「上下水道局企業改革プログラム」(平成21～24年度)に基づく取組を進めるとともに、今後、次期経営計画(平成25～29年度)を策定し、さらなる効率化の推進を図ります。 ●水道メーター検針・点検業務の完全委託化 ○洛西地域をはじめ、老朽化した水道管の更新を促進するための体制強化 ●山ノ内浄水場の廃止	△ 60
合計		2,514		△ 90

※ 方針に掲げる取組のなかで、○印は増員を伴う主な取組、●印は減員を伴う主な取組です。

(2) 給与制度等の点検、見直し

本市の給与制度全般のあり方について、社会情勢の変化も踏まえ、つねに点検、検討を行います。

また、福利厚生については、平成25年4月に予定している財団法人京都市職員厚生会の一財団法人への移行にあわせて、事業及び組織体制の見直しの検討を行います。

2 公共投資分野における取組 <投資的経費>

人口の減少，とりわけ，生産年齢人口が減少するなかには，将来の世代にいたずらに負担を先送りしないためにも，市債残高の縮減を図ることが重要です。

このため，将来の京都発展や災害に強いまちづくりのための基盤整備の推進，公共施設の長寿命化のための維持修繕の充実など，事業採択の一層の重点化に努め，市債を主な財源とする公共投資（投資的経費）の規模を抑制します。

(1) 公共投資の規模の抑制と戦略的な予算配分<新規：平成24年度から推進>

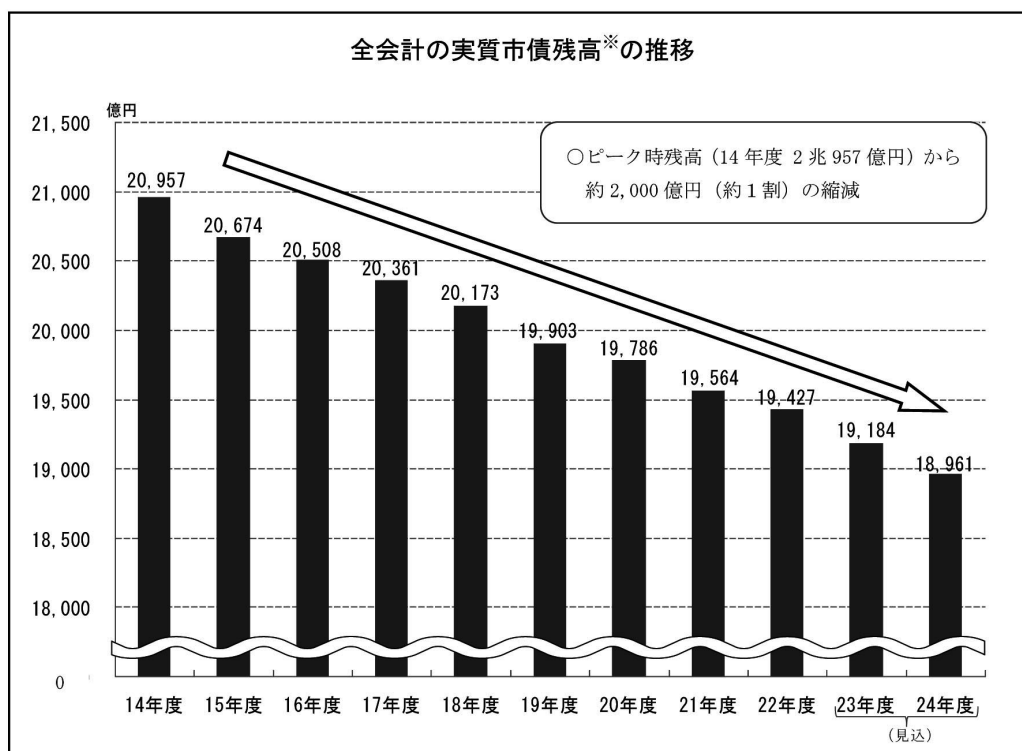
将来の市債の償還負担を軽減するため，生産年齢人口1人当たりの実質市債残高を増加させないように，市債発行額を抑制するという，投資的経費における財政運営の目標に基づき，公営企業会計をはじめとする特別会計を含む全庁的，中長期的な観点から，公共投資の規模を抑制するとともに，政策判断を重視した戦略的な予算配分を行います。

- 事業採択の一層の重点化などにより投資的経費を抑制し，一般会計の実質市債残高を縮減

【平成27年度までに平成22年度末（9,817億円）から500億円（5%）以上縮減】

- 公営企業会計をはじめ，特別会計においても，投資的経費の抑制に努め，全会計の実質市債残高を縮減

【平成27年度までに平成22年度末（1兆9,427億円）から1,000億円（5%）以上縮減】



※ 実質市債残高とは，国が返済に責任をもつ臨時財政対策債を除く，本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

(2) 公共事業のコスト縮減

良質な社会資本の効率的な整備・維持を図るため、コストと品質の両面から公共事業を抜本的に改善する取組を推進します。

- ▶ 京都市公共事業コスト構造改善プログラム（平成 20 ～ 24 年度）の推進とさらなるコスト改善のための継続的な取組の実施

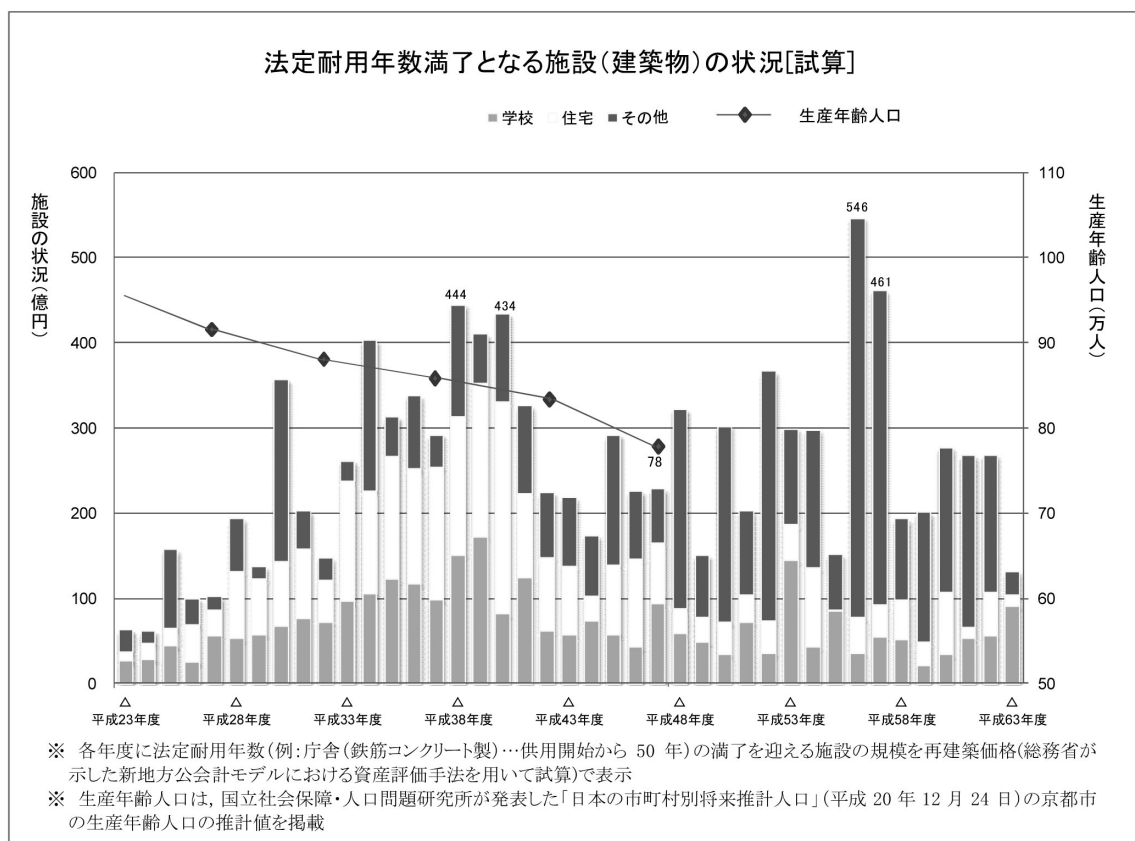
【平成 24 年度に平成 19 年度比 15%の総合コスト改善率を達成】

(3) 市有建築物（学校，市営住宅その他の公共施設）の最適な維持管理の推進

＜新規：平成 24 年度から推進＞

効率的かつ効果的な維持修繕の実施による長寿命化や不用な施設の転用など、保有する建築物を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（アセット・マネジメント）を全庁的に推進することにより、管理運営に係るコストや新規の施設建設の抑制を図ります。

- ▶ 市有建築物の性能や維持修繕の経過，管理運営の状況などの情報を一元的に集約し，最適な維持管理を行うための計画の策定
- ▶ 耐震化を含む大規模修繕の計画的な実施等による長寿命化や効果的な維持修繕の実施など，市有建築物の維持管理の効率化
 - ・ 市営住宅の維持管理の一層の効率化
 - ・ 教育機関の耐震補強・リニューアル（アセット・マネジメント）の実施（再掲）
- ▶ 施設に対する市民のニーズを踏まえ，利用者の範囲の拡大や一つの建築物に複数の機能を持たせる複合化など，有効活用の検討・推進



(4) 都市計画や道路整備，市街地整備等の中長期的な事業計画の積極的な見直し

＜新規：平成 24 年度から推進＞

人口減少などの社会構造の変化，保有車両の減少などライフスタイルの変化，経済状況や将来見込みを踏まえ，都市計画や道路整備，市街地整備等中長期的な事業計画においても，必要な見直しを積極的に進めます。

◎ 道路整備事業の見直し

- ・ 橋りょうの耐震補強の迅速化や老朽化対策など維持補修の重点的な実施のため，新規路線工事着手の見送りや事業中路線の一時休止を含めた事業スケジュールの抜本的な見直し

◎ 高速道路3路線の見直し

- ・ 京都高速道路の残り3路線（堀川線，久世橋線，西大路線）の抜本的な見直し

➤ 都市計画施設等の定期的見直し

- ・ 都市計画決定後，長期未着手となっている都市計画道路，都市計画公園及び土地区画整理事業について，社会経済状況などを踏まえた定期的見直し

➤ 土地区画整理事業の見直し

- ・ 事業実施中の土地区画整理事業について，今後 20 年間のうちに道路等を整備し，事業効果が発揮できるよう，事業を遅らせている要因を踏まえ，事業計画を見直し

➤ 住宅地区改良事業等の事業計画の見直し

- ・ 事業地区の現状を踏まえながら，厳しい財政状況も考慮し，事業費の削減を視野に入れた事業計画の見直し（住宅地区改良事業：三条鴨東地区，崇仁地区，住宅市街地総合整備事業：東九条地区）

➤ 消防車両整備計画の見直し

- ・ 市内の高層建築物の状況を踏まえ，大型はしご車を 2 台削減するとともに，効率的な車両の配置を行うよう整備計画を見直し

(5) クリーンセンターの4工場から3工場体制への縮小＜新規：平成 25 年度実施＞

ごみ減量の取組の成果を踏まえ，平成 17 年度に 5 工場から 4 工場体制へと移行したクリーンセンターについて，さらに稼働施設 1 箇所を見直し，3 工場体制を実現します。

3 その他の歳出分野における取組 <消費的経費>

市税をはじめとする一般財源収入に伸びを見込めないなかにあつて、市民の安心・安全な生活を支える社会福祉関係経費の自然増等に要する財源を確保するためには、これまで実施してきた施策・事業の見直しが必要となります。

この施策・事業の見直しに当たっては、経費の再点検、効率的・効果的な事業手法の採択や創意工夫を生かしたコスト削減など、徹底した内部努力を進めます。また、国に対して財源措置の充実や制度の適正化に向けた提言・要望などを積極的に行います。

そのうえで、財政状況が厳しいなかにあつても、本当に必要な方にきちんとした手当を行い、また、将来の京都を支える施策・事業を実施できるよう、社会福祉関係経費を含め、あらゆる施策・事業にわたって、必要性や目的と効果、サービス水準や受益者負担のあり方について検討します。

(1) 事業手法の見直し等による事業費の抑制等

<新規：平成24年度から推進（一部継続実施）>

時代の変化をつねにとらえ、また、他の政令指定都市や民間事業者等の事例も参考に、事業手法の見直し等を進め、事業費の抑制や事業効果の向上を図ります。

◎ 預託金型融資制度の見直し

- ・ 預託方法を融資実績に応じたものに統一するなど、効率化の推進
- ・ 利用の低調なものについては、制度改善や廃止など抜本的な見直しの検討
- ・ 中小企業金融支援事業については、中小企業の視点に立ち、より良い制度となるよう、京都府と協調し、制度の見直しを検討

※ 預託とは、自治体が預金の形で低利融資を取り扱う金融機関に資金供給を行うもの

(預託金型融資制度一覧)

環境保全資金融資制度、労働者金融対策事業、市民活動支援資金融資事業、文化財保護事業資金融資事業、中小企業金融支援事業、農林畜水産業金融対策、あんぜん住宅改善資金融資制度

- 事業系一般廃棄物収集運搬業者に対する優良事業者の育成に向けた啓発の強化
 - ・ 従事者研修の充実、優良事業者評価制度の導入などによる啓発の強化
- 安定稼働の確保や公害防止の徹底に留意した魚アラリサイクルセンターの民間委託に向けた検討
- 下水道整備に応じた水洗化の促進、し尿収集処理の効率化
- 市債をより低利で発行するための新たな発行方式の導入
- 基幹情報（住基、税、福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステムに刷新（再掲）
- 農業振興センター・農業委員会事務局の経費削減と機能強化の一体的実施
 - ・ 市内3箇所の農業振興センター及び農業委員会事務局について、本市の遊休施設等への移転による賃借料の軽減などとともに、事業内容の充実を検討
- 生活保護受給者の自立促進のための就労支援等の充実と適正な制度運営の推進

➤ **福祉施設への単費運営補助の見直し**

- ・ 障害者が利用する共同作業所について、障害者自立支援制度上の障害福祉サービス事業所への移行を図ることで、国費等を活用するとともに、これによる本市の財政負担の軽減分を振り向け、障害があることを受け入れられないために障害福祉サービスを利用できない方等を支援する本市独自の助成事業を創設するなど、障害者福祉施設等への効果的・効率的な運営補助の検討・推進

➤ **緊急通報システムに係る利用者負担の公平化**

- ・ 一部の利用者に偏っていた費用負担の公平化を図るため、所得階層区分の基準と区分ごとの利用料を見直し

◎ **契約方法の見直し（市民サービスや業務の安定的な実施を確保したうえで、競争性原理を導入）等による経費の節減**

- ・ 家庭ごみ・大型ごみ収集業務、区役所・学校への電力入札の導入、郵送や電話料金の節減の徹底など

➤ **新規充実事業の成果指標や目標年次の明確化を図り、行政評価と連携した定期的な見直しを徹底**

(2) **民間活力の積極的な活用**

「民間にできることは民間に」を基本として、業務の成果を客観的に確認できる業務、時間集中的なサービス提供業務などの委託化や指定管理者制度の導入のさらなる推進など、民間活力の積極的な活用を推進します。

➤ **民間等への積極的な委託化の推進**

- ・ ごみ収集業務の50%を平成27年度までに委託化
- ・ 計量検査所における業務の一部委託化
- ・ 衛生環境研究所における業務の一部委託化

➤ **指定管理者制度の導入のさらなる推進**

➤ **食品衛生責任者養成講習会の実施方法等の見直し<新規：平成24年度に実施>**

(3) **類似・重複する事業の連携・融合**

事業の目的・効果を踏まえ、全庁的に、類似・重複する事業の整理統合を図ります。また、京都府や民間団体など関係機関まで含めた連携・融合を検討し、事業の効率化と相乗効果の発揮に努めます。

➤ **京のアジェンダ21フォーラムに対する委託事業の精査と委託内容の整理・見直し**

➤ **きょうと男女共同参画推進宣言事業者登録制度の京都府類似事業との一本化**

<新規：平成24年度から推進>

➤ **京都商工会議所等との連携による新たな経営支援体制の構築**

<新規：平成24年度から推進>

- ・ 「京都市中小企業支援センター」の事務事業の一部を、京都商工会議所「中小企業経営相談センター」に移管するとともに、京都商工会議所等との新たな連携による中小企業の視点に立った効果的な支援機能を強化

➤ **京都国際観光客誘致推進協議会や京都文化交流コンベンションビューローなど既存観光振興組織の統合による機能強化<新規：平成24年度から推進>**

➤ **教育に係る表彰等の見直し<新規：平成24年度から推進>**

- ・ 教育委員会事務局に勤務する行政職職員を教育功労者表彰の永年勤続表彰の対象から外すなどの見直し

(4) 設備や委託業務等の仕様の見直しなどによる経費の削減

事業を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、設備や委託業務の仕様、事業実施の水準を最適化するなど、見直しを進め、経費の削減を図ります。

▶ クリーンセンター等の運営のさらなる効率化

- ・ ごみ減量・再資源化の進展に応じた効率的なごみ処理施設の運営

▶ 大気汚染監視体制（測定局の設置数、測定項目）の見直し

＜新規：平成 24 年度から推進＞

- ・ 近傍の測定局で対応可能な箇所や環境基準を大幅に下回っている項目の見直し

▶ まち美化事務所の効率的な運営

- ・ まち美化事務所の再編（11 事務所から 7 事務所へ）を踏まえた、より効率的な運営の推進

▶ 情報システムの更新時・導入時における最適な機器構成やシステムの効率的な構築による経費の削減（再掲）

(5) 日常的なコスト削減の徹底

総務事務センターの開設（平成 21 年 11 月）をはじめ、これまでから取り組んできた市役所の内部管理事務などの合理化、効率化についても、不断の見直しをさらに進め、日常的なコストの削減を徹底します。

▶ 定型的事務の集約化

- ・ 一括支払制度や集中購買制度の実施拡大

▶ 物品等の管理の効率化

- ・ 備品の定義の見直しによる事務の効率化

▶ 普及啓発や広報宣伝に係る経費の見直し

- ・ 地球温暖化対策に係る普及啓発費用の見直し

▶ 各種刊行物の見直し

▶ 賃料等の固定費の見直し

- ・ 民間借上げビルの賃料等精査
- ・ 撤去自転車保管所の集約による借地料の縮減

▶ 節電をはじめとする光熱水費の節減

- ・ ごみ焼却熱発電における効率的時間帯別焼却による売電収入の確保

▶ イン트라ネットを活用した庁内リユースの促進

▶ 会場借上料の抑制や開催時間の短縮など会議開催のコスト縮減

▶ 定例的な照会・回答事務の効率化

(6) 施策・事業の継続的な見直し

この実施計画の期間中、事業手法の見直しや類似・重複する事業の連携・融合、日常的なコスト削減の徹底など、実施計画における改革の基本的な考え方にに基づき、あらゆる施策・事業について、毎年度の予算編成等を通じ、継続的に見直しを進めます。

4 市税をはじめとする歳入分野における取組 <歳入>

自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高め、足腰の強い財政の確立に努めます。京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」や世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」をはじめとする京都市の成長戦略の推進による税源の涵養や市税徴収率の向上を図ることはもちろん、ネーミングライツ等の広告料収入の充実や保有資産の有効活用など、歳入確保の取組を幅広く積極的に進めます。

《自主財源の拡充強化》

(1) 京都経済の振興策、雇用の創出による地域経済の活性化（税源の涵養）

都市の成長を促し、また、都市の魅力を高める政策を推進し、地域経済の活性化や定住人口の増加による担税力の強化を図ります。

◎ 国内外に飛躍する企業を創出・育成するために、緊密な産学公の連携の下、金融・技術・情報等支援から企業・観光誘致にわたる地域経済振興策の骨太政策を推進し、持続可能な財源創出を促進（再掲）

- ・ 中小企業の国際化への支援
- ・ 産業支援機関の連携をはじめとするベンチャー・中小企業の成長・下支え支援策、体制の強化
- ・ 京都の新たな活力を担う「らくなん進都」をはじめとする市南部地域を中心とした企業誘致の推進
- ・ マンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業の拠点整備、市場創出
- ・ 映画都市・京都の推進
- ・ 国際観光及び MICE の推進
- ・ 京都型農林業プロジェクトによる提案に基づく事業の推進

➤ 本市発注工事における市内事業者の下請参入の一層の推進

<新規：平成 24 年度から推進>

- ・ 市内事業者の下請負人への参入状況などを的確に把握するための元請事業者の報告を徹底するとともに、下請負人に市内事業者を選定する比率を落札の判断基準に加えた入札方式の適用対象工事を一部の建築工事から土木工事等にも拡大

➤ ダumping受注防止のための入札制度の大幅な改革<新規：平成 24 年度から推進>

- ・ 企業の経営環境、労働条件の悪化や京都経済に影響を及ぼすダumping受注防止のため、最低制限価格制度の適用範囲の拡大など入札制度の大幅な改革を平成 24 年度に実施

➤ 市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働条件の確保などを総合的にめざす「公契約基本条例」の制定（再掲）

(2) 効果的かつ効率的な債権回収の全市的推進

市税等の徴収率の向上に引き続き取り組むとともに、職員の債権回収ノウハウの向上や、債権回収体制の強化などにより、一層の債権回収を図ります。

➤ 市税等の徴収の推進【市税徴収率等の目標達成】

	現況値 (平成22年度決算)	目標値 (平成27年度決算)
市税徴収率	97.0%	97.4%
介護保険料徴収率	98.2%	98.5%
保育所保育料徴収率	99.1%	99.1%
国民健康保険料徴収率	91.0%	91.57%*
市営住宅家賃徴収率	97.1%	97.6%

※ 平成24年度の目標。平成25年度以降は別途設定

➤ 効果的かつ効率的な債権回収の推進<新規：平成24年度から推進>

- ・ 専門部署の設置による各債権所管課へのサポート及び債権所管課で十分な対応が困難な事例の滞納整理や、弁護士・認定司法書士等の活用など、債権回収体制の強化
- ・ 「債権管理及び回収の基本指針（仮称）」の策定と指針に基づく適正・的確な債権管理及び回収の推進
- ・ 「債権管理条例（仮称）」の検討
- ・ 債権回収ノウハウの向上に向けた研修の拡充（弁護士等を活用した研修の導入など）
- ・ 情報の共有化の推進（みずから滞納処分できる債権間における一層の資産情報の活用など）
- ・ 滞納発生を抑制する取組の推進（口座振替制度の利用促進、保証人の設定など）

(3) ネーミングライツなど一層の広告料収入の確保や市民との協働によるまちづくりにおける新たな財源の確保

多数の利用者が見込まれる大規模施設をはじめとして、ネーミングライツの導入を進め、さらなる収入確保を図ります。

また、まちづくり等の取組を進めるに当たり、市民や事業者の皆様との協働による新たな財源の確保策を検討します。

◎ ネーミングライツの導入の推進

- ・ 市民の利用する施設をはじめ幅広く導入を検討し、事例を拡大
(ネーミングライツの導入を予定、検討している主な施設)
 - ・ 京都会館
 - ・ 西京極総合運動公園施設（陸上競技場兼球技場、プール兼アイススケートリンク）等
- 〈参考〉ネーミングライツ導入施設
- ・ わかさスタジアム京都（西京極総合運動公園野球場）（平成21年4月から5年間）
 - ・ ハンナリーズアリーナ（京都市体育館）（平成23年4月から10年間）

➤ 大学・企業等からの支援・提供による青少年科学センターの充実

<新規：平成24年度から推進>

➤ 効率的な広告事業の推進のため、統括部署への事務の集約化

<新規：平成24年度から推進>

(4) 市税軽減措置の見直し

市税の軽減措置は、法律による全国一律の軽減措置に加えて、本市独自の判断により、生活保護受給者や失業者、被災者等の納税が困難な方のほか、公益性等の観点から、税負担の公平の原則の例外として行っているものであり、平成22年度における軽減総額は、全税目合計で約13億円になります。

このような市税の軽減措置のうち、制度創設時からの社会経済情勢の変化に伴い、その必要性や合理性が希薄になったと考えられるものについては、これまでから見直しを図ってきましたが、政令指定都市のなかで本市のみの実施となっている65歳以上の方を対象とした個人市民税の軽減措置や個々の固定資産税の減免措置などについて、検討を進めます。

税目	軽減税額(千円)
個人市民税	607,891
固定資産税	480,103
都市計画税	94,023
事業所税	121,837
軽自動車税	42,714
合計	1,346,568

※ 市税の軽減措置は、税以外の施策における負担軽減にもつながっている場合があります。たとえば、個人市民税の所得割の納税義務がない場合に、均等割税額を免除する本市独自の措置の適用を受けた方については、国民健康保険等の高額療養費支給制度などの福祉施策において利用者負担が軽減され、その総額は約6億円と推計されます。

(5) 課税自主権の活用

森林等保全施策のための「森林環境税」の導入など、政策誘導や財源確保の観点から、新税や超過課税の活用を検討します。

▶ 政策誘導手段としての「森林環境税」の導入の検討

- ・ 本市と同様に「森林環境税」の導入を検討している京都府とも必要な協議を行い、さらなる検討を推進

《保有資産等の有効活用》

(1) 保有資産の有効活用推進のためのしくみづくり<新規:平成24年度から推進>

資産の有効活用について全庁的に検討・調整するしくみづくりを進めるとともに、資産ごとに最適な活用方法を検討するなど、「資産有効活用基本方針(仮称)」を策定のうえ、企業等の誘致との連携も図り、保有資産の有効活用を一層推進します。

- ▶ 保有資産の有効活用を全庁的な観点で検討・調整する資産活用推進会議(仮称)の設置や土地等の情報を一元的に集約する庁内ネットワークの構築
- ▶ 保有資産の総点検による活用可能な資産の抽出
- ▶ 保有資産の貸付条件の見直しや、条件付一般競争入札・プロポーザル方式等の多様で最適な売却方法の導入による資産の有効活用

- ・ 民設民営により市有地に建設された京都福祉サービス協会等が運営する特別養護老人ホーム及びケアハウスの土地貸付料を有償化

(2) 有効活用の推進<新規：平成 24 年度から推進>

施設の統廃合等に伴い一定の役割を終えた土地等の貸付や売却など、資産の有効活用を推進します。また、物販の機能や駐車場の整備など、利用者の利便性の向上等とともに、収益の確保を図る取組を進めます。

▶ 学校統合により生み出された貴重な跡地の有効活用

- ・ 地域コミュニティ活動に配慮しつつ、市民生活を支え都市の活性化と地域振興に役立つ活用を、市民をはじめ公益的な団体や民間の知恵と活力を生かし積極的に推進

▶ 男女共同参画センターの空スペースの有効活用

▶ 運動施設等における有料駐車場の整備

- ・ 運動施設の充実や改修整備の財源として活用するため、公園や運動施設に設置された駐車場の有料化や遊休地を活用した必要最小限の新規駐車場の開設

▶ 中央卸売市場第一市場における土地の有効活用

- ・ 土地使用料収入の確保と市場の賑わいを創出するため、市場敷地内に市民や観光客向けの「すし棟」及び「京の食文化普及啓発施設（仮称）」を整備

▶ 深草墓園・宝塔寺山墓地のバリアフリー化にあわせて行う新規区画の整備及び市営墓地の無縁区画の整理による新たな募集区画の創出

▶ 観光駐車場の駐車料金改定

▶ 施設の統廃合等に伴い一定の役割を終えた土地等の売却

(3) 一般財団法人化する外郭団体の公益目的財産の有効活用

<新規：平成 24 年度から推進>

公益法人制度改革に基づき一般財団法人に移行する外郭団体においては、移行時に保有していた公益目的財産について、本市への寄附など有効活用を図ります。

▶ 財団法人京都市都市整備公社の公益目的財産の本市に対する寄附

【平成 24 ～平成 30 年度の間に 24 億円】

5 連結会計の視点を踏まえた取組

公営企業会計をはじめとする特別会計及び外郭団体などの自立した経営を確立するとともに、一般会計との連結を前提に、市全体の財政の持続可能性の確保を図ります。

また、公共分野の担い手の広がりを踏まえ、外郭団体のあり方の見直しを進めます。

《公営企業の改革》

(1) 経営健全化の推進

公営企業において、中期経営計画の着実な推進などにより、一層の経営健全化を図ります。

(交通局における経営健全化の推進)

- ▶ 5万人増客をはじめ、将来にわたる地下鉄事業の安定的な運営をめざす「高速鉄道事業経営健全化計画」(平成21～30年度)の推進
【平成30年度までに資金不足比率を20%未満に引下げ(平成22年度決算76.2%)】
- ▶ 一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営をめざす「自動車運送事業経営健全化計画」(平成21～27年度)の推進
【平成27年度までに資金不足比率を20%未満に引下げ(平成22年度決算37.4%)】
- ▶ 経営改善努力や地下鉄事業への支援の拡大(市バス事業への一般会計補助金の振替え)などにより、健全化計画の上半期(平成25年度まで)に予定していた運賃改定を見送り

(上下水道局における経営健全化の推進)

- ▶ 事業推進、効率化、財政健全化に取り組み、将来にわたって、安全・安心な上下水道サービスの提供をめざす「上下水道事業中期経営プラン」(平成20～24年度)の推進
【平成20～24年度において84億円の累積収支の改善を図るとともに、施設規模の適正化により建設再投資額を203億円削減】
- ▶ 徹底した業務改善による企業改革に取り組み、市民に信頼される上下水道事業の確立をめざす「上下水道局企業改革プログラム」(平成21～24年度)の推進
【平成21～24年度において、15億円の経費削減】
- ▶ さらなる経営効率化・財政健全化に取り組み、将来にわたって、安全・安心で市民に信頼される上下水道サービスを提供していくための次期経営計画(平成25～29年度)の策定及び推進<新規:平成25年度から実施>

(2) 市全体の財政における持続可能性の確保

経営状況の改善や投資的経費の規模の抑制を踏まえた繰出金の見直しなどを進め、一般会計だけでなく市全体の財政における持続可能性の確保に努めます。

- ▶ 経営状況の改善や投資的経費の規模の抑制を踏まえた繰出金の見直し

《特別会計等の改革》

(1) 特別会計の収支の改善

特別会計においても、収支の改善を図るため、計画的な取組を進めます。

◎ 医療費、介護保険給付費の適正化

- ・ ジェネリック医薬品の普及促進、被保険者に対する健康づくりや介護予防の取組等による医療費、介護保険給付費の適正化など特別会計の収支改善を図るとともに、国民健康保険料等の負担軽減を引き続き実施

- ▶ 市場運営機能の向上や食の安全の確保による安心の提供，市民に愛される市場づくりを重点戦略とする「中央卸売市場第一市場マスタープラン（改訂版）」（平成24～27年度）の推進<新規：平成24年度から推進>
 - 【平成27年度までに第一市場における1年間の取扱高を338,663t（平成22年度329,829t）】
- ▶ 市場財政の健全化と市場機能強化を図ることをめざす「中央卸売市場第二市場マスタープラン」（平成23～32年度）の推進
 - 【平成27年度までに第二市場における1年間の取扱頭数を27,250頭（平成22年度26,456頭）】

(2) 基金の有効活用<新規：平成24年度から推進>

設置目的の類似した基金の統合などにより，基金の弾力的，効果的な活用を図ります。

- ▶ 基金の統合などによる弾力的，効果的な活用

(3) 地方独立行政法人の自主的・自律的運営の確立

地方独立行政法人制度のメリットを生かし，各団体にふさわしい自主的・自律的な運営を確立します。

- ▶ 中期目標（平成23～26年度）に基づく京都市立病院機構の自律的運営の推進
 - 【地方独立行政法人京都市立病院機構年度計画（平成23年度～26年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】
- ▶ 中期目標（平成24～29年度）に基づく京都市立芸術大学の自律的運営の推進
 - <新規：平成24年度から推進>
 - 【公立大学法人京都市立芸術大学年度計画（平成24～29年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】

《外郭団体の改革》

本市では，これまでも精力的に外郭団体の統廃合等に取り組み，平成15年度当初の49団体から平成23年度当初の32団体まで，団体数を削減してきました。また，本市の財政的・人的関与の適正化にも努め，補助金額は，平成15年度当初の37.8億円から平成23年度当初の19.3億円まで，派遣職員数は，平成15年度当初の316人から平成23年度当初の132人まで削減してきました。

しかし，創設時からの社会経済情勢の変化に伴い，行政が関与すべき事業領域に変化が生じていることや公共分野の担い手が多様化していることなどにより，外郭団体の必要性はさらに限られたものとなっています。このため，外郭団体のさらなる改革に取り組みます。

(1) 外郭団体のあり方の抜本的な見直し<新規：平成24年度から推進>

次のいずれかに該当する団体については、外郭団体としての存続の必要性がないものとして、解散、統合又は出資関係の解消による非外郭団体化により廃止します。

- ① 実施の必要性や公益性が低下している事業を主たる業務としているもの
- ② 民間事業者による代替が可能な事業を主たる業務としているもの

このため、平成24年度中を目途に、行政外部の意見も採り入れながら、各団体の外郭団体としての存廃について精査します。

その結果、廃止すべきと判断された団体については、廃止に向けた工程を明確に定め、その取組を着実に推進します。

(2) 経営のさらなる自律化の推進

外郭団体として存続する団体については、経営の自律性をより一層高めるため、本市の関与の見直しや自主的な経営改善の取組を進めます。

ア 本市の財政的・人的関与の見直し

外郭団体は、本市と一体となって公益性、公共性の高い事業を担っていることから、本市は、外郭団体の適正な経営や事業実施を図るため、必要な関与を行います。その関与については、必要最小限のものとなるよう見直しを進めます。

- ▶ 補助金や派遣職員数のさらなる削減
- ▶ 本市職員の団体代表者への就任や公募により指定管理者となった団体の常勤役員への就任の見直し<新規：平成24年度から推進>

イ 中期経営計画に基づく自主的な経営健全化の推進<新規：平成24年度から推進>

抜本的な経営改善や本市に依存しない自律した経営の確立など、複数年度にわたる取組が必要な経営課題への対応を盛り込んだ中期経営計画を策定のうえ、同計画に基づく自主的な経営改善の取組を推進します。

<参考>本市外郭団体の一覧（平成23年度当初 32団体）

財団法人京都市環境事業協会	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会
京都市土地開発公社	財団法人京都市健康づくり協会
財団法人京都市国際交流協会	社会福祉法人京都社会福祉協会
公益財団法人大学コンソーシアム京都	社会福祉法人京都福祉サービス協会
財団法人京都市埋蔵文化財研究所	京都市住宅供給公社
財団法人京都市ユースサービス協会	財団法人京都市景観・まちづくりセンター
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	京都御池地下街株式会社
財団法人京都市立浴場運営財団	京都醍醐センター株式会社
財団法人京都市体育協会	財団法人京都市都市整備公社
財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	財団法人京都市都市緑化協会
公益財団法人京都市芸術文化協会	京都シティ開発株式会社
財団法人京都市森林文化協会	財団法人京都市防災協会
財団法人きょうと京北ふるさと公社	財団法人京都市交通事業振興公社
財団法人京都伝統産業交流センター	京都地下鉄整備株式会社
財団法人京都高度技術研究所	財団法人京都市上下水道サービス協会
株式会社京都産業振興センター	公益財団法人京都市生涯学習振興財団

○ 事務事業評価を活用した大規模事業に係る重点的な点検・分析等の結果について

行政経営の大綱の実施計画については、持続可能な行財政の確立を図るため、このたび新たに公開で実施した「事務事業評価委員会の第三者評価」、さらには「事務事業評価を活用した大規模事業に係る重点的な点検・分析」の結果などを踏まえ、全庁的な協議のうえ、改革案をとりまとめました。

65項目にわたる大規模事業の点検等の結果、うち19項目については、改革編の「持続可能な行財政の確立」に具体的な改革案を記載しました。今後、速やかにこれらに着手し、改革を推進します。

11項目については、具体的な改革案の記載はありませんが、次ページの一覧表に示すとおり、「改革の方向性」を明らかにしました。今後、市会や市民の皆さんのご意見をお伺いしながら、「改革の方向性」に沿って必要な見直しを進めます。

また、3項目については、具体的な改革案を記載するとともに、改革案以外の分野でも必要な見直しを進めるため、「改革の方向性」をあわせて一覧表に示しています。

その他の32項目については、事務事業評価制度を活用し、経費の節減に努めるなど、引き続き、効率的な施策・事業の運営を推進します。

<参考> 事務事業評価を活用した大規模事業に係る重点的な点検・分析について

持続可能な行財政の確立に向け、事務事業評価の対象事業のうち規模が大きい事業（物件費5千万円以上、かつ、物件費と人件費の合計額1億円以上のもの）を対象として、財政改革有識者会議の提言を踏まえた財政運営の新たな視点（他の政令指定都市との経費や実施水準の比較、対象者数の経年変化など）から事業の点検・分析を実施

【大規模事業に係る重点的な点検・分析等の結果（一覧表）】

	項目名	改革編「持続可能な行財政の確立」に記載した具体的改革案 [記載頁]	改革の方向性 ※ [第三者評価] …平成23年度事務事業 評価委員会第三者評価における指摘事項	政策編における記載等 [記載頁]
1	大気汚染対策	・大気汚染監視体制（測定局の設置数、測定項目）の見直し [P55]	[第三者評価] ・委託範囲の拡大など一層の効率化の検討 [第三者評価] <府市協調事業> ・京都府の検査研究機関との連携による効率化の検討	
2	ごみ収集業務	・ごみ収集業務の50%委託化 [P54] ・家庭ごみ・大型ごみ収集業務の契約方法の見直し [P54] ・まち美化事務所の効率的な運営 [P55]		
3	公衆衛生	・下水道整備に応じた水洗化の促進、し尿収集処理の効率化 [P53]		
4	廃棄物処理	・クリーンセンターの4工場から3工場体制への縮小 [P52] ・クリーンセンター等の運営のさらなる効率化 [P55] ・ごみ焼却熱発電における効率的時間帯別焼却による売電収入の確保 [P55]		
5	京都市立芸術大学運営	・公立大学法人化 [P49] ・中期目標（平成24～29年度）に基づく自律的運営の推進 [P61]		
6	市民しんぶん		[第三者評価] ・配布方法など、さらなる効率化の検討 [第三者評価] ・インターネットなど広報媒体の多様化や地域コミュニティの状況の変化を踏まえた市民しんぶんのあり方の検討	・「市民しんぶん」、テレビ、ラジオのほか、新たな情報媒体など多様な媒体や、ICTの活用による効果的な広報の推進 [P43]
7	埋蔵文化財研究所貸付金	・外郭団体のあり方の抜本的な見直し [P62]		
8	文化施設 [京都会館、京都コンサートホール、京都芸術センター、京都市文化会館]	・ネーミングライツの導入の推進（京都会館） [P57]		・芸術家の育成・活動支援（京都芸術センター等） [P16] ・建物価値の継承とより魅力的な「文化の殿堂」をめざした再整備（京都会館） [P17]
9	京都市男女共同参画センターウィングス京都	・空きスペースの有効活用 [P59]		
10	スポーツ施設 [西京極総合運動公園プール施設 京都アクアリーナ、地域体育館]	・ネーミングライツの導入の推進（京都アクアリーナ） [P57]	・国際・全国規模の競技大会の誘致の推進（京都アクアリーナ）	
11	京都市青少年活動センター		・利用対象者の減少を踏まえた対象者要件の拡大、施設の有効活用の検討	・居場所づくりや交流促進による自己成長の支援 [P24]
12	市立浴場		・運営の効率化と民間との料金格差の解消 ・統廃合を含む抜本的な見直しの早期検討	
13	中央卸売市場	・土地の有効活用 [P59] ・マスタープランの推進（第一・第二市場） [P61]		
14	中小企業金融支援事業	<府市協調事業> ・中小企業の視点に立った制度の見直し [P53]		

	項目名	改革編「持続可能な行財政の確立」に記載した具体的改革案 [記載頁]	改革の方向性 ※【第三者評価】…平成23年度事務事業 評価委員会第三者評価における指摘事項	政策編における記載等 [記載頁]
15	戦略的企業誘致の推進	・「らくなん進都」をはじめとする市南部地域を中心とした企業誘致の推進 [P56]		
16	京都高度技術研究所助成	・外郭団体のあり方の抜本的な見直し [P62]		
17	国民健康保険事業特別会計繰出金（財政支援）	・ジェネリック医薬品の普及促進、健康づくりの取組等による医療費の適正化 [P60]		
18	福祉医療制度 [子ども医療費、重度心身障害者医療費、重度障害老人健康管理費、母子家庭等医療費、老人医療費]		<府市協調事業> ・父子家庭への制度拡充や所得制限の見直しの検討（母子家庭等医療費） ・国の医療制度の動向等を踏まえた、制度見直しの検討（老人医療費）	・訪問看護への制度拡充（福祉医療制度全般）※平成24年度予算措置 ・子育てにかかる経済的支援策としての子どもの医療費の負担軽減の拡充（子ども医療費） [P26]
19	保育所	・「福祉施策のあり方検討専門分科会」からの最終意見を踏まえた市営保育所の見直し [P48]		・多様な保育サービスの提供 [P26] ・保育所待機児童の解消 [P26]
			・他の政令指定都市に比べて、高い保育水準をさらに向上していくための効率的な事業実施や受益者負担のあり方の検討	
20	児童館・学童保育所		・質的充実とともに、効率的な事業実施や受益者負担のあり方の検討	・放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の充実 [P27]
21	高齢者福祉施設運営 [洛西ふれあいの里保養研修センター、長寿すこやかセンター、老人福祉センター]		・洛西ふれあいの里保養研修センターの宿泊施設の休廃止や他の高齢者向け生きがい施設も含めたあり方の検討	
22	敬老乗車証		・利便性の向上や利用対象者の増加を踏まえた持続可能性の確保のための給付内容、受益者負担のあり方の検討	
23	緊急通報システム事業	・利用者負担の公平化 [P54]		
24	障害者福祉施設運営助成	・福祉施設への単費運営補助の見直し [P54]		
25	障害者福祉施設運営 [身体障害者福祉会館、身体障害者リハビリテーションセンター、障害者スポーツセンター]		・附属病院の患者の動向等を踏まえ、ニーズへの的確な対応や効率化など、リハビリテーションに関する施策の総合的な検証のなかでセンターのあり方を検討	
26	在宅自立支援給付費		・国の障害者総合福祉法（仮称）の制定の動向を踏まえた、制度見直しの検討	
27	市営駐車場	・観光駐車場の駐車料金改定 [P59]		
28	放置自転車等対策	・撤去自転車保管所の集約による借地料の縮減 [P55]		
29	学校給食の充実	・給食調理員、管理事務員の嘱託化 [P49]		
30	健康増進・健全育成の推進（学童う歯対策）		・子ども医療費支給制度の拡充などを踏まえた制度のあり方の検討	
31	京都市青少年科学センター	・大学・企業等からの支援・提供による青少年科学センターの充実 [P57]		
32	京都市野外活動施設花背山の家		[第三者評価] ・管理運営体制のあり方の検討 [第三者評価] ・受益者負担のあり方の検討	
33	消防活動等	・救急需要の増加に伴う消防出張所から救急出張所への転換 [P49] ・火災態様に応じた消防戦術の見直し [P49]		・消防団 ICT 利活用の推進 [P35]

<その他の項目>

事務事業評価制度を活用し、経費の節減に努めるなど、引き続き、効率的な施策・事業の運営を推進していく項目

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 34 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター） | 35 京都市国際交流会館（kokoka） |
| 36 市政協力委員 | 37 第26回国民文化祭・京都2011 |
| 38 個性あふれる区づくり推進事業 | 39 社会福祉協議会助成 |
| 40 民生委員・児童委員活動費 | 41 高校生奨学金 |
| 42 後期高齢者医療特別会計繰出金（市町村事務費） | 43 ケアハウス利用料補助等 |
| 44 福祉乗車証・重度障害者タクシー料金助成事業 | 45 介護保険事業特別会計繰出金（事務費等補助金） |
| 46 がん検診、がんの予防及び早期発見 | 47 不妊治療費助成制度 |
| 48 妊婦健康診査・乳幼児健康診査 | 49 予防接種法に基づく予防接種 |
| 50 福祉ボランティアセンター | 51 歴史的町並み再生事業 |
| 52 地域優良賃貸住宅（一般型）供給促進事業 | 53 京都市景観・まちづくりセンター |
| 54 小・中学生就学援助費 | 55 私立幼稚園保護者助成等 |
| 56 教員の資質向上 | 57 学力向上対策（学習確認プログラム） |
| 58 学校コンピュータ環境整備 | 59 総合支援学校・育成学級の運営等（総合育成支援員の配置） |
| 60 スクールカウンセラー等の配置 | 61 放課後まなび教室推進事業 |
| 62 京都市教育相談総合センター（こども相談センターパトナ） | 63 京都市生涯学習総合センター（京都アスニー、アスニー山科） |
| 64 京都市図書館 | 65 京都市市民防災センター |

基本方針 4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

時代や市民のニーズ，新たな課題に的確かつ迅速に対応し，最少の経費で最大の効果を発揮することができる組織改革を進めます。

あわせて，すべての職員が，創造的かつ主体的に職務を遂行し，仕事に対する意欲を高め，さらには「みずからが市政を改革・創造する」という意識をもつなど，新たな組織文化を根付かせ，市民に一層信頼される市役所づくりに努めます。

1 組織・仕事の進め方の改革

限られた行政資源を最大限活用するため，簡素で効率的な組織体制の整備を進めるほか，職員ひとりひとりが仕事の進め方，時間の使い方をつねに点検し，改善することにより，多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し，最適な市民サービスを提供するとともに，政策を着実に推進していきます。

(1) 組織の改革

簡素で効率的な組織体制の整備を進めるとともに，多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応する組織改革を進めます。

▶ 「安心・安全のまちづくり」を進める政策分野の体制強化

- ・ 全庁横断的な調整力，指導體制の確立をめざし，消防局防災危機管理室を行財政局に移管
- ・ 南部地域の児童福祉の拠点としての第二児童福祉センターの設置

▶ 持続可能な行財政の確立のための歳入確保・歳出削減のための体制強化

- ・ 保有資産等の有効活用の推進や債権回収の全庁的な推進など，歳入確保策を進めるための体制の整備
- ・ 公共投資分野における市有建築物などの最適な維持管理を推進するための効果的・効率的な体制の整備

▶ 参加と協働のまちづくり推進のための体制整備

- ・ 区役所の防災体制の強化など，市民サービスの向上をはじめとする区役所改革のさらなる推進

▶ 庁内横断組織の有効活用

- ・ 庁内横断的に取り組む必要がある重要事務事業を推進するためのプロジェクトチームの設置

(2) 仕事の進め方の改革

職員ひとりひとりが仕事の進め方，時間の使い方をつねに点検し，改善を進めることにより，一層の業務の効率化を進めます。

▶ 意思決定や OJT の充実などによる業務の効率化の推進

▶ 時間外勤務縮減の取組の推進

- ・ 職員の活力及び健康を維持増進するとともに，自己啓発を促し，「真のワーク・ライフ・バランス」を実現する観点から，全庁的な業務の進め方の見直しをはじめ，時間外勤務の縮減に向けた取組を推進

▶ 附属機関及びこれに類する合議体の適正化

- ・ 附属機関等について，所期の目的を達成したものなどの見直しを行い，新たに設置する場合は目的や効果を精査のうえ時限的なものにするなど，適正化に向けた取組を推進

▶ 計画策定に係る業務の効率化の推進

- ・ 基本計画に掲げる 27 の政策分野ごとの理念，推進施策を最大限活用して分野別計画等を作成

2 人材育成

「京都市人材活性化プラン」、新たな「全庁“きょうかん”実践運動」、コンプライアンスの推進など、あらゆる人材育成の取組を一層連携して推進することで、すべての職員が創造的かつ主体的に職務を遂行し、仕事に対する意欲を高めることなどにより、市民に信頼される市役所づくりに努めます。

(1) 「京都市人材活性化プラン」の完遂と新たなプランの策定・推進

「京都市人材活性化プラン」（平成20～24年度）のすべての項目を着実に実施するとともに、自律性、経営感覚、コスト意識を重視した新たな人材活性化プランを策定し、創造的、意欲的な人材の育成を推進します。

▶ 「職責に応じた処遇体系への見直し」、「意欲と能力を欠く職員に対する措置」など「京都市人材活性化プラン」の着実な実施

【平成24年度に項目実施率100%】

▶ 新たな人材活性化プランの策定・推進<新規：平成25年度から実施>

- ・ 人事評価制度を活用した能力・実績を反映した給与制度への転換の推進
- ・ 民間の経営感覚による組織力向上のため、役付職員の民間からの登用の実施
- ・ 管理職への積極的な女性の登用の推進

(2) 新たな「全庁“きょうかん”実践運動」の推進

市民のため、京都の未来のために改革に取り組む職員であるために、新たな「全庁“きょうかん”実践運動」を積極的に展開します。

▶ 「組織との一体感」、「職員相互の連帯感」、「仕事への誇り」を柱とした改革に向け協働する職場づくりの推進

▶ 市民目線を市政の隅々に徹底させる取組の推進

(3) 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組の推進

市民に信頼される行政運営のために、コンプライアンス（法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、つねに『法の一般原則』に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること）を職員の共通認識とし、組織文化として根付かせていきます。

また、外郭団体におけるコンプライアンスの徹底についても、指導します。

▶ 「京都市職員コンプライアンス推進指針」の推進



平成24年3月発行 京都市印刷物第233219号

発行 京都市行財政局財政部財政課 ☎075-222-3293 FAX : 075-222-3283

総合企画局政策企画室 ☎075-222-3035 FAX : 075-212-2902

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-9-4-0-0_6.html



大